

特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の 地域での公益的な活動に関する文献的検討

神 部 智 司

I. はじめに

2016年3月に社会福祉法の一部が改正され、同年4月より社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が責務として位置づけられた(第24条第2項)。これは、社会福祉法人が社会福祉事業および公益事業を行うにあたり、日常生活または社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金を福祉サービスを積極的に提供することを定めたものである。また、この取組みについては、公益性と非営利性を基本的な性格とし、旧民法第34条の公益法人から発展した特別法人である社会福祉法人が、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給を確保するとともに、既存の制度の対象とならないサービスに対応するという法人の本旨から導かれる役割の明確化を目的としている(社会保障審議会福祉部会2015)。

実際のところ、多くの社会福祉法人は、この規定が設けられる以前より地域の実情に応じた様々な活動に取り組んでおり、その実践事例についても多数報告されている(全国社会福祉法人経営者協議会2016)。しかしながら、このような状況にあるなかで「地域における公益的な取組」が法的規定されたこと経緯に着目してみると、2011年に社会福祉法人の内部留保、すなわち利益剰余金の貯め込みが報道されたことが重要な契機となっている(社会福祉法人の在り方等に関する検討会2014)。このことから社会福祉法人への補助金の交付や税制優遇などに対する社会的な批判が集中し、社会福祉法人と営利法人等の競争条件を均等にするというイコールフットリングを求める議論が沸き起こるなかで社会福祉法人制度の見直しが求められるようになった(社会福祉法人の在り方等に関する検討会2014)。そして、このような動きのなかで、社会福祉法人制度の見直しの方向性として「経営組織のガバナンスの強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「行政の関与の在り方」とともに提起されたことの一つが「地域における公益的な取組」を実施する責務である。

社会福祉法人が地域で公益的な活動に取り組むことは、法人が所有する資産等を活用して地域に向けたサービスや支援を積極的に展開していくことを意味している。たとえば、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人の場合、施設の建物や設備、人材(介護職員や看護師、生活相談員、介護支援専門員など)が有する専門的機能を活かして、地域住民との交流活動や関係機関と

のネットワークづくりなどに取り組むことである。特別養護老人ホームの多くは、以前より地域に向けて様々な活動に取り組んでいるが、近年の“地域共生社会”の実現に向けた政策的動向のなかで、特別養護老人ホームには多様な専門的機能を兼ね備えた“地域福祉の活動拠点”となることが強く期待されている。そのため、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人による「地域における公益的な取組」について、その政策的な位置づけなどの観点を含めた多角的な検討を行うことが必要である。

そこで、本論文では、社会福祉法人制度の見直しにおける柱の一つとして2016年3月の社会福祉法改正で規定された「地域における公益的な取組」に着目し、その見直しに向けた議論から法的規定までの経緯を整理するとともに、特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を責務として実施していくための課題と方向性について検討していくことを目的とする。

Ⅱ. 社会福祉法人制度の見直しに向けた議論から社会福祉法改正までの流れ

1. 内部留保とイコールフットィング

前述したように、2011年に社会福祉法人の内部留保、すなわち利益剰余金の存在が報道された。具体的には、施設を運営する社会福祉法人が毎年の収支差額の黒字を蓄積しているにもかかわらず、新たな福祉ニーズに応えるための事業の拡大などの社会還元に対して消極的であることが多いと論じられている（『日本経済新聞』2011年7月7日）。また、2013年5月には、特別養護老人ホームに1施設あたり平均3.1億円もの内部留保があることが報道されている（『日本経済新聞』2013年5月21日）。このように、社会福祉法人が非営利組織として補助金の交付や税制優遇を受けていながら、巨額の利益剰余金を貯めていることに対して、営利法人等からの厳しい指摘が相次ぐことになった。以下、その主たる内容について取り上げていく。

まず、規制改革会議（内閣府の諮問機関、以下同じ）が提出した資料「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットィング確立に関する論点整理」（2013年12月20日）では、経営主体間のイコールフットィングが論点の一つとして提示されている。具体的には、介護・保育分野は営利法人と非営利法人が共存して同種のサービスを提供する特殊な市場であり、多様な経営主体がサービスの質を競い合っているなかで、利用者の利便性を向上させるためには経営主体間のイコールフットィングを確立すべきであると指摘している。また、特別養護老人ホームなどの施設については、経営主体が社会福祉法人等に限定されているため、多様な経営主体が参入できるように規制緩和を図るべきであるとしている。

次に、財政制度等審議会（財務省の諮問機関）が提出した資料「財政健全化に向けた基本的考え方」（2014年5月30日）では、社会福祉法人が税制面などで優遇されていることについて言及するとともに、契約利用制度下にある特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人の内部留保とその活用について「介護職員の処遇改善が求められているのであれば、まずは社会福祉法人等

において内部留保を活用し、処遇改善を図っていく方策を講ずるべきである」と指摘している。

さらに、規制改革会議が提出した「規制改革実施計画」(2014年6月24日閣議決定)では、「内部留保の位置づけを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す」とともに、「すべての社会福祉法人に対して社会貢献活動の実施を義務付ける」「社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う」ことを指摘している。

そして、税制調査会(内閣府の諮問機関)が発表した資料「法人税の改革について」(2014年6月27日)では、公益法人等に対する課税の見直しについて、「特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある」と指摘している。

このように、政府が厳しい財政事情におかれているなかで社会福祉法人に多額の内部留保があることが問題視されるとともに、それを職員の処遇改善や社会貢献活動のための拠出に充てること、また、営利法人等とのイコールフットINGを確立することに焦点を当てた議論が展開されてきた。しかし、社会保障審議会介護給付費分科会が実施した調査(2013)によると、社会福祉法人が経営する特別養護老人ホーム1施設当たりの内部留保額の分布に着目した場合、平均額(約3.1億円)を大きく上回る施設が一部存在する一方で、平均額以下の施設も多くみられるなどバラツキがあること、また、定員規模や開設後の経過年数によっても内部留保額に違いがみられることが示されている。そのため、単に1施設当たりの平均額でもって内部留保の問題を一律的に捉えて議論することには大きな問題がある。さらに、福祉医療機構(WAM)が2015年12月に公表した報告書「平成26年度特別養護老人ホームの経営状況について」によると、特別養護老人ホームの27.3%は経常増減差額がマイナス(赤字)であるとしている。つまり、すべての特別養護老人ホームに巨額の内部留保があるわけではなく、かつ経営に苦慮している施設が少なくないなかで、営利法人等とのイコールフットING論が展開され続けてきたことになる。

しかし、このような状況におかれているなかでも、社会福祉法人には、社会福祉法第24条の「経営の原則等」に規定されているように、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に実施するための経営基盤を強化するとともに、事業経営の透明性を確保していかなければならない。また、地域のニーズに対応した多様な事業や活動に取り組んでいることを地域住民、ひいては国民に広く情報公開し、社会的信用を高めていかなければならない。このような背景から、社会福祉法人制度の見直しが求められるようになったのである。

2. 社会福祉法人制度の見直しの論点および社会福祉法改正

まず、2014年7月に社会福祉法人の在り方等に関する検討会が「社会福祉法人制度の在り方について」を公表している。この報告書では、社会福祉法人制度を取り巻く状況や課題が整理されるとともに、そこから導かれる社会福祉法人制度の見直しの論点として「地域における公益的

な活動の推進」「法人組織の体制強化」「法人の規模拡大・協働化」「法人運営の透明性の確保」「法人の監督の見直し」の5点を取り上げている。これらの論点のうち、「地域における公益的な活動の推進」については、1) 社会福祉法人が地域の多様な福祉ニーズに対して積極的に取り組めるようにするための環境を整えつつ、地域における公益的な活動を法律上義務づけること、2) 法人単独で行う方法だけでなく、複数の法人が活動資金を拠出し合ったり、一体的な組織を構成することなどにより事業を展開すること、3) 地域住民を対象にして活動するボランティアやNPO等の公益法人を支援しながら連携して取り組むことが示されている。

また、2015年2月に社会保障審議会福祉部会が「社会保障審議会福祉部会報告書～社会福祉法人制度改革について～」を公表している。この報告書では、社会福祉法人制度の見直しにおける基本的な視点として、1) 公益性・非営利性の徹底、2) 国民に対する説明責任、3) 地域社会への貢献の3点が示されている。また、「地域における公益的な取組」については、社会福祉法人がその本旨にしたがって実施する責務を有すること、そして、内部留保については、その実態を明らかにするとともに「地域における公益的な取組」を含む福祉サービスに計画的に再投下していく仕組みを導入する必要があると論じている。

さらに、2016年4月より「地域における公益的な取組」の実施が社会福祉法人の責務として法的規定されたことに合わせて、全国社会福祉法人経営者協議会が「社会福祉法人アクションプラン2020 [平成28年度－平成32年度「中期行動計画」]」を公表している。このプランでは、行動指針の一つとして掲げられた「地域における公益的な取組の推進」における実践上のポイントとして、1) 実施している事業が地域のニーズとマッチしているかについて確認すること、2) 低所得者に配慮した取り組みを実施すること、3) 困難事例に積極的に取り組むこと、4) 地域の多様な社会福祉援助ニーズを把握できる体制を整備し、多様な相談に応じる機能や、自組織では対応困難なケースを適切な機関につなぐ機能を有していること、5) 多様な主体と連携・協力していくことの5点が示されている。社会福祉法人には、これらのポイントを着実に踏まえた実践が問われているとともに、その実践が地域共生社会の実現に向けられてことについて、地域の関係機関とのネットワークのなかで定期的に検証していかなければならないであろう。

Ⅲ. 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に関する政策的動向

社会福祉法の改正に伴い、厚生労働省は、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」に対する解釈とともに、その実施にあたり留意すべき事項などを示した通知を提出している。以下、その主な内容について取り上げていく。

まず、2015年4月17日に提出された通知では、社会福祉法人が「社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすだけでなく、既存の制度の対象とならないサービスに対応していくこと」を本旨とすることが明示されるとともに、営利企業等の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応すること、すなわち日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対し

て無料または低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づける必要があると指摘している。本通知は、2015年4月3日に閣議決定された「社会福祉法等の一部を改正する法律案」のなかで示された「地域における公益的な取組」が、改正後の社会福祉法第24条第2項に規定されることについて、地方自治体を通じて所管の社会福祉法人へ周知させるとともに、その取り組みの実施を促すことを目的としていた。

次に、2016年6月1日に提出された通知では、同年4月1日に施行された「地域における公益的な取組」の趣旨と要件、および実施上の留意事項が説明されている。これらのうち、要件については、以下の3点をすべて満たすことが求められている。

- ①社会福祉事業または公益事業を行うにあたって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活または社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料または低額な料金で提供されること

①については、「社会福祉を目的とした福祉サービスとして提供される必要がある」としている。その具体例としては、地域の障害者、高齢者と住民の交流を目的とした祭りやイベントなど地域福祉の向上を目的とした活動が提示されている。

②については、「心身の状況や家族環境等のほか、経済的な理由により支援を要する者」を対象者としている。その具体例としては、要支援・要介護高齢者に対する入退院支援、子育て家族への交流の場の提供、家庭環境により十分な学習機会のない児童に対する学習支援を目的としたものが提示されている。

③については、「直接的な費用が発生する事業等を行う場合、その費用を下回る料金を徴収して実施する事業、または料金を徴収せずに実施する事業等が該当する」としている。具体的には、法人独自に付加的なサービス提供を行うものや介護保険サービスに係る利用者負担を軽減するものが提示されている。

これら3要件とそれぞれの具体例の提示は、社会福祉法人が地域で公益的な取り組みを実施するための指針となるものであった。しかし、2017年12月18日に開催された社会保障審議会福祉部会において、地域における福祉ニーズに対応した取り組みであるにもかかわらず、上記の3要件のすべてを満たしていないために、「地域における公益的な取組」には該当しないケースが少なくないことが指摘されるとともに、社会福祉法人の経営者サイドから3要件への柔軟な解釈を求める意見が出された（社会保障審議会福祉部会2017）。これを受けて、2018年1月23日に提出された通知では、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく」という観点から、3要件に該当する取り組みとして以下の内容が提示された。

①については、取り組みの内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取り組みであって、当該取り組みの効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶもの（行事の開催や環境美化活動、防犯活動、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取り組みなど）であれば、この要件に該当する。

②については、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者（単身で地域との関わりがない高齢者など）に対する予防的な支援を行う取り組みも含まれる。また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、間接的には支援に資する取り組み（在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など）もこの要件に該当する。

③については、国や地方自治体から全額公費による負担を受けている場合であっても、法人の資産等を活用した追加のサービスが行われていればこの要件に該当する。

本通知は、3要件をより柔軟に解釈できるようにしたものであり、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点」を新たに盛り込むことによって、社会福祉法人がより一層、地域のなかで公益的な活動に取り組めるように配慮されている。ただし、このなかで例示されている取り組みについては、すでにその多くが社会福祉法人によって実施されてきたものであり、それが厚生労働省の通知というかたちで追隨的に示されたにすぎないともいえる。つまり、社会福祉法人にとっては、これまでの取り組みを継続的に実施していくことで「地域における公益的な取組」への責務を果たしていると解釈されてしまうことが懸念される。そのため、本通知によって、社会福祉法人には、自らの取り組みが地域のニーズに対応したものとなっているのか、さらには地域共生社会の実現つながるものとなっているのかについて、十分な検証を定期的に行っていくことがますます重要になるものと考えられる。

IV. 特別養護老人ホームによる「地域における公益的な取組」について

1. 特別養護老人ホームの概況

特別養護老人ホームは、社会福祉法上の第一種社会福祉事業であり、原則として経営主体が国、地方自治体および社会福祉法人に限定されている。厚生労働省が発表した「平成29年介護サービス施設・事業所調査の概況」によると、2017年10月現在、全国の特別養護老人ホームの94.8%が「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」によって経営されている。また、施設数は7,891施設であり、前年比2.4%の増加となっていることから、重度の要介護者とその家族にとって重要な社会資源の一つといえる。

一方で、特別養護老人ホームの経営実態に目を向けてみると、前述したように、社会福祉法人の内部留保が広く報道されて以降、それを論拠として営利法人等が社会福祉法人に対して内部留保の社会貢献活動への拠出やイコールフットイングを要求するという状況を招き、そこから社会福祉法人のガバナンスの強化と事業運営の透明性の向上に向けて社会福祉法の改正が行われている。しかし、厚生労働省が実施した「平成29年度介護事業経営実態調査」によると、2016年度決算の特別養護老人ホームの収支差率（（介護サービスの収益額－介護サービスの費用額）／介護サービスの収益額）は1.6%であり、前年度よりも0.9%減となっている。また、この数値は介護保険施設（3種類）のなかで最も低いだけでなく、居宅サービスと比較しても低く、全サ

ービス平均(3.3%)を下回っている。介護保険法に規定されたサービスを提供する施設・事業所への介護報酬は、毎年度実施される本調査の結果を踏まえて3年ごとに見直されており、特定のサービスに大きな収益がでないように制御されている。そのため、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人は、常に安定した収益が見込まれているとはいえ、経営状況のなかで、社会福祉法人の本旨を果たしていくという舵取りが求められることになる。

2. 地域住民に向けた活動に関する概況

1970年代後半より施設の社会化が積極的に議論されるようになるとともに、多くの社会福祉施設が地域住民に向けた活動を展開するようになった。井岡勉(1984:191-207)は、社会福祉施設と地域との結びつきである“施設の地域化”の実態について、以下に示す3つの調査報告を取り上げて整理している。

第一に、中央共同募金会が実施した調査(1979年)では、何らかの設備、機能の開放している施設が59%であること、その内容は場所、設備の開放が約半数であること、専門機能の開放は少ないが、高齢者福祉施設では入浴・リハビリ・給食のサービスが主として行われていることを取り上げている。第二に、東京都社会福祉協議会が実施した調査(1980年)では、ボランティアを受け入れている施設が61.4%であること、地域住民に対して建物・設備を提供している施設が42.4%であること、地域住民・団体との交流事業では、季節行事やスポーツ・レクリエーション等が年間数回実施されていること、地域住民に対する教育・啓発事業の実施率は14.5%にとどまることなどを取り上げている。第三に、全社協老人福祉施設協議会が実施した調査(1982年)では、特別養護老人ホームでの地域福祉サービスの実施率について、ショートステイ47%、入浴41%、リハビリ15%、食事9%、デイ・ケア4%であること、また、その他の施設(養護老人ホームなど)ではおおむね10%以下であることなどを取り上げている。これらの調査報告には、特別養護老人ホーム以外の施設も調査対象に含まれているが、1980年前後の時期における社会福祉施設による地域住民に向けた活動の実態が詳しく整理されているとともに、これらの活動内容の多くが、数十年を経た現在でも積極的に取り組まれているという事実が把握できるという点において重要である。

なお、1980年代中期からは、施設の社会化論に関する著書・論文や調査報告の数が大きく減少している。岡本榮一(2008:199)は「1984年から2006年までにテキストとして発刊された24冊の「地域福祉論」を調べてみると、居住型福祉施設について全く書かれていないものが9冊、2-3頁のスペースを使い、申し訳程度の記述があるものが4冊であった」と指摘し、この時期において日本の入所型福祉施設が「地域福祉論」から無視または軽視されていることを問題提起している。また、「第2次施設の社会化論」(岡本榮一2010)としての“なぎさ”のコミュニティ概念を提唱するとともに、この概念について科学的に検証するために、近畿地方のすべての特別養護老人ホームを対象とした「高齢者福祉施設とコミュニティの関係に関する調査」(2007年)を実施した。その結果、建物や設備などを活用した「交流事業」や「介護サービス事業」の

実施度は高いが、「施設の建物や設備の地域住民への開放」については実施度が低いこと、「福祉相談」や「福祉教育への協力」の実施度は高いが、地域住民の積極的な利用や参加にはむすびついていないことなどが示されている⁽¹⁾。また、この調査結果を受けて、岡本榮一（2010）は“なぎさ”の福祉コミュニティ概念の5つの下位概念を提唱している。さらに、近年では、社会福祉施設の地域貢献活動の実施状況と下位構造について検証した呉世雄（2018）の研究もみられるなど、地域貢献活動の下位概念などに着目した実証的研究が進められている。

3. 特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人に求められる役割と機能

わが国が“地域共生社会”の実現に向けて政策的に動き出しているなか、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人による「地域における公益的な取組」への課題と方向性について、法人の役割と機能の観点を踏まえて論究していく。

第一に、特別養護老人ホームが有する設備、場所、人材等の専門的な機能を地域に向けて積極的に活用していくことである。これらの機能を活用した取り組みについては、施設の社会化論が展開されてきた1970年代後半より実施されているが（井岡勉 1984: 191-207）、今日においても地域に向けて各種事業（介護保険法上の居宅サービス事業や交流事業、教育・研修事業など）をより一層積極的に実施していくことで、在宅要援護者の地域生活支援や地域住民との良好な関係形成を促進していくことが求められる。なお、施設が有する機能について渡邊洋一（2013: 151-160）は、近年では入所型施設を中心とした単一機能型から、通所型施設や短期入所型施設、調整型施設（在宅介護支援センター等）など、複数施設を経営し、そのうえに利用者社会福祉施設（老人福祉センター等）や機能を整備した形態としての複数施設経営・多機能型が増加し、“福祉施設の多機能化”が進められていると指摘している。実際、特別養護老人ホームを起点とした複合施設（医療、看護領域などの施設）が開設されたり、施設内で子ども食堂を実施して子どもたちへの食事提供や学習支援、遊びなどの交流活動に取り組む社会福祉法人もみられる⁽²⁾。このように、地域社会のなかで様々な事業や活動を展開していくためには、施設が有する機能の強化に取り組むことが重要であるが、同時にこれらの取り組みが地域住民のニーズの充足に寄与していることにも留意しなければならない。

第二に、地域の福祉関係機関・団体との情報共有や意見交換、地域ケア会議への参加などの活動に取り組み、地域との連携強化を図っていくことである。地域住民の生活の全体性や継続性に着目して支援していくためには、在宅・通所型のサービスだけでは不十分であり、地域のネットワークのなかで入居型のサービスである特別養護老人ホームの役割や機能を明確化するとともに、それらを果たしていくことが求められる。つまり、特別養護老人ホームの役割は入居者へのケアにとどまるものではなく、地域全体の公益に資する事業や活動を幅広く展開していくことであり、その意味では地域のネットワークのなかでニーズを発見していくという役割認識についても高めていかなければならないであろう。

第三に、地域での公益的な活動への取り組みを積極的に広報、周知させていくことである。こ

のことについて、水田智博(2018)は、「地域における公益的な取組」を通じた広報活動の実践と「専門性の還元」「認知度のアップ」「新たなファン(顧客創造)」を活動の目的に位置づけるべきであると提唱している。特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が、入居者のケアに専従しているのではなく、その機能を地域社会のなかで積極的に展開していることを地域住民に理解してもらえてこそ、その法人の存在意義や役割、社会的使命はより一層高められるといえよう。以上のような観点を総合的に踏まえたうえで、地域での公益的な活動に積極的に取り組むことが重要である。

V. おわりに

本稿では、2016年の社会福祉法改正で新たに規定された「地域における公益的な取組」に着目し、社会福祉法人制度の見直しに向けた議論から法的規定に至るまでの経緯を整理するとともに、特別養護老人ホームを経営する社会福祉法人が「地域における公益的な取組」を責務として実施していくための課題と方向性について検討してきた。社会福祉法人が、その本旨にしたがって既存の制度の対象とならないサービスに対応し、地域の多様なニーズに応じていくためには、施設の物的・人的資源の有する機能を地域のなかで積極的に展開していくことが求められる。また、地域の福祉機関や居宅・通所系サービス事業所、ボランティア団体等と連携して地域のニーズを把握し、施設の機能を最大限に活用していくことで、その充足に努めていくとともに、地域福祉の活動拠点として、地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていくことが重要である。

本研究は、JSPS 科研費(16K0429)「介護老人福祉施設におけるケア機能を活用した地域連携への取り組みに関する実証的研究」(代表研究者:神部智司)の助成を受けて実施した研究成果の一部である。

注

- (1) 本調査には、筆者も実施者の一員として参加している。なお、調査結果については新崎国広「岡村地域福祉論となぎさのコミュニティの展開」右田紀久恵・白澤政和監修、牧里毎治・岡本榮一・高森敬久編著『岡村理論の継承と展開② 自発的社会福祉と地域福祉』ミネルヴァ書房、pp.245-260.のなかで詳しく述べられている。
- (2) 福祉新聞(2018年10月8日)。

文献

- 井岡勉(1984)「第8章 地域福祉と施設の社会化」『地域福祉-いま問われているもの』ミネルヴァ書房、京都、pp.191-207.
- 厚生労働省(2018)「平成29年介護サービス施設・事業所調査の概況」pp.1-20.
- 厚生労働省(2018)「平成29年介護事業経営実態調査結果の概要」pp.1-5.
- 厚生労働省(2018)「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」(平成30年1月23日社援基発0123第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)。
- 厚生労働省(2016)「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成28年6月1日社援基発0601第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)。

- 厚生労働省 (2015)「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」(平成 27 年 4 月 17 日社
援基発 0417 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)。
- 水田智博 (2018)「地域社会や住民に対する後方活動の視点②-「地域における公益的な取組」を通して、
地域で法人の存在感を高める」『月刊福祉』第 101 巻第 10 号, pp.70-73.
- 福祉医療機構 (2015)「平成 26 年度特別養護老人ホームの経営状況について」(2015 年 12 月 8 日)。
- 内閣府 (2013)「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットイング確立に関する論点整
理」(平成 25 年 12 月 20 日規制改革会議)。
- 内閣府 (2014)「規制改革実施計画」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)。
- 内閣府 (2014)「法人税の改革について」(平成 26 年 6 月 27 日税制調査会)。
- 日本経済新聞 (2011)「黒字をため込む社会福祉法人 復興事業への抛論を」(2011 年 7 月 7 日)。
- 日本経済新聞 (2013)「特養の内部留保 3 億円超、1 施設平均「過大」指摘」(2013 年 5 月 21 日)。
- 呉世雄 (2018)「社会福祉法人施設の地域貢献活動の実施状況に関する研究-地域貢献活動尺度の因子構
造と特徴を基に-」『日本の地域福祉』第 31 巻, pp.29-40.
- 岡本榮一 (2008)「なぎさ型福祉コミュニティ論-居住型福祉施設と地域社会の新しい関係の構築に向け
て」大正大学社会福祉学会記念誌編集委員会『しなやかに、凛として 今、「福祉の専門職」に伝え
たいこと (橋本泰子退任記念論文集)』中央法規 (東京), p.199.
- 岡本榮一 (2010)「なぎさの福祉コミュニティと地域社会関係論-入所型福祉施設の地域福祉論への復権
-」『地域福祉研究』第 38 巻, pp.77-87.
- 社会福祉法人の在り方等に関する検討会 (2014)「社会福祉法人制度の在り方について (報告書)」厚生労
働省社会・援護局。
- 社会保障審議会福祉部会 (2017)「第 20 回社会保障審議会福祉部会 (議事録)」(平成 29 年 12 月 18 日)
厚生労働省社会・援護局。
- 社会保障審議会福祉部会 (2015)「第 11 回社会保障審議会福祉部会 (資料 1)「地域公益活動」について」
厚生労働省社会・援護局。
- 社会保障審議会福祉部会 (2015)「社会保障審議会福祉部会報告書~社会福祉法人制度改革について~」。
- 社会保障審議会介護給付費分科会 (2013)「特別養護老人ホームの内部留保について」(第 7 回介護給付費
分科会-介護事業経営調査委員会 (資料 3)) (平成 25 年 5 月 21 日)。
- 渡邊洋一 (2013)「第 10 章 社会福祉施設と地域社会関係の理論的枠組み」『コミュニティケアと社会福
祉の地平-社会サービス法という到達点-』相川書房, 東京, pp.151-160.
- 財務省 (2014)「財政健全化に向けた基本的考え方」(平成 26 年 5 月 30 日財政制度等審議会)。
- 全国社会福祉法人経営者協議会 (2016)『改訂増補 社会福祉法改正のポイント これからの社会福祉法
人経営のために』社会福祉法人全国社会福祉協議会, 東京, pp.15-19.
- 全国社会福祉法人経営者協議会 (2016)「社会福祉法人アクションプラン 2020 [平成 28 年度-平成 32
年度「中期行動計画」]」。